

水道局からのお知らせ

石木ダム建設事業の経過

市民生活の公衆衛生を守るためには、水道の供給が途絶えることなく、

常に安定して供給できる施設整備が必要です。

過去に幾度も給水制限を強いられてきた**佐世保市の水源不足を解決することを目的とした「石木ダム建設事業」**の最近の経過をお知らせします。

石木ダム建設事業の再評価を実施しました。

再評価とは？

適正な事業の実施のために、定期的に、社会経済情勢の変化に合わせて事業計画を見直す手続きです。近年の水使用の動態や人口の推移、企業経済活動や都市活動の動静などの実績データに照らし、改めて事業計画を作り直しています。

再評価の結果

渇水や事故等の非常時においても、常に安定して水道を供給するために必要となる水源水量を算定し直した結果、日量約4万m³の新規水源を確保する必要があります。この算定結果を外部諮問機関での審議を経て、国(厚生労働省)に報告し、**石木ダム建設事業を継続して実施する必要性が改めて認められました。**

常に安定して水道を供給し、皆さんの公衆衛生を守っていくためには、水源確保が必要不可欠です。

令和2年3月24日に工事差止訴訟の判決が示されました。

どんな裁判だったの？

事業に反対されている方々が原告となり、長崎県が進めている工事を進めることで、地域にお住まいになっている方々の生命・身体や尊厳等の権利が侵害されるとして、長崎県及び佐世保市を被告として提起された裁判です。

長崎地方裁判所の判決

「本件事業等によって、その生命・身体の安全が侵害される恐れがあるとは認められず、その他の権利は、差し止め請求の根拠となりえないから、その余の争点について判断するまでもなく、本件差し止め請求は認められない。」として、行政側の主張が全面的に認められる形での判決が示されました。

石木ダム建設事業は、これまでも様々な手続きで、繰り返し必要性が認められてきた重要な事業です。
市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



こまめに!
ていねいに!

水道局 だより

No.25

令和2年6月

新型コロナ
ウイルス感染症の
予防の基本は、

手洗い! & うがい!

みんなの意識で
健康と安心を
守りましょう!

Contents

01. 感染症予防と水道のちから
02. 正しい手の洗い方
03. 水道局からのお知らせ
(石木ダム建設事業の経過)



1

感染症予防と水道のちから

水道は市民の公衆衛生を支える役割を担っています。
そのため、水道水には1リットルあたり0.1ミリグラム以上の塩素を含むことが義務付けられています。

インフルエンザウイルスや
一般細菌は、塩素に弱いため、
水道水による手洗いやうがいは、
感染症の予防に高い効果を
発揮します。

水道は、
健康と衛生を守る
みんなの味方です。

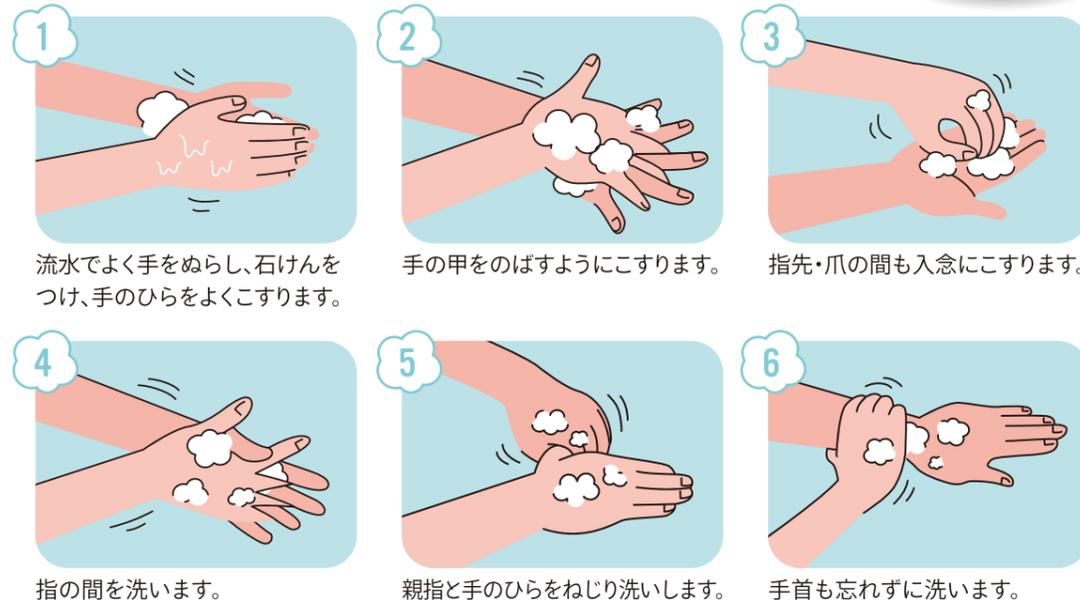


2

正しい手の洗い方

こまめに、
ていねいな手洗いを
心がけましょう!

感染症予防の基本は、ていねいな手洗いとうがいです。
家に帰って来たときや食事前、調理の前後など
小まめに手を洗いましょう。



洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルでよくふき取りましょう。

出典：首相官邸ホームページ

Q. 衛生面で考えてもミネラルウォーターのほうが優れているんじゃないの？

日本の水道は厳しい水質基準により非常に厳しいチェックを受けており、
世界でもっとも安全な水と言えます。水道水に塩素が含まれている
ことで、高い消毒効果が得られますし、塩素のおかげでいつでも安全な
水を安心して使うことができます。ミネラルウォーターなどの塩素が含まれ
ていない水は、細菌が入った場合には繁殖しやすい水となってしまい
ますので、開封後に長時間経過したものには注意が必要です。

水質チェック項目

- 一般細菌 大腸菌 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン 有機物
- pH値 臭気 色度 濁度 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 … など計51項目

塩素は、
煮沸したり時間が経つと
消えてしまいます。
安全な水を使用するためには、
蛇口の水を直接
使うようにしてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により 水道料金・下水道使用料のお支払いが困難なお客様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、
一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが難しいお客様について、
料金お支払いの方法等のご相談を受け付けています。
水道局ホームページにて、常に最新の情報をお知らせしていますので、適宜ご確認ください。

水道局ホームページ <http://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/index.html>



こちらから
アクセスできます

お電話でのご相談も適宜受け付けています。

ご不明なこと等がありましたら、水道局営業課にお問い合わせください。

水道局営業課

☎0956-24-1151 (内線3587)